

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	おたるし	国調人口 (H17. 10. 1現在)	142,161人
構成団体名	小樽市	職員数 (H19. 4. 1現在)	1,181人

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記載すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.471 (H18)	標準財政規模 (百万円)	31,040 (H18)
実質公債費比率 (%)	20.2 (H19)	地方債現在高 (百万円)	65,909 (H18)
経常収支比率 (%)	101.6 (H18)	うち普通会計債現在高 (百万円)	63,755 (H18)
実質収支比率 (%)	▲3.8 (H18)	うち公営企業債現在高 (百万円)	2,154 (H18)
		積立金現在高 (百万円)	1,823 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものをを用いるものとする（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力指数1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
--

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で要旨を記載すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	公的資金繰上償還に係る財政健全化計画
計 画 期 間	平成19～23年度
既存計画との関係	財政再建推進プラン 実施計画（平成17～21年度）
公表の方法等	市議会への報告、広報・ホームページ等による公表
基 本 方 針	平成16年度から3年連続の赤字が続いている本市の逼迫した財政を立て直すべく「人件費の抑制等歳出の削減」、「事業の見直し」、「歳入増の取り組み」を柱に財政健全化を計画的にかつ着実に推進する。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	275	512	68	855
	補償金免除額	25	78	13	116
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	240	238	167	645
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	517	384	0	901

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会 計 債	一般公共事業債	152,674	201,447		354,121
	公営住宅建設事業債			4,467	4,467
	義務教育施設整備事業債		17,998	1,117	19,115
	厚生福祉施設整備事業債(社会福祉施設等)		2,229		2,229
	一般単独事業債(一般分事業)			4,827	4,827
	一般単独事業債(自然災害防止事業)	8,330	12,517		20,847
	一般単独事業債(臨時河川等整備事業)	1,178	2,868		4,046
	調整債		18,930		18,930
					0
小 計 (A)		162,182	255,989	10,411	428,582
出 一 般 債 等 計	上水道事業債	112,731	256,640	57,409	426,780
					0
					0
					0
小 計 (B)		112,731	256,640	57,409	426,780
合 計 (A)+(B)		274,913	512,629	67,820	855,362

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
普通 会 計 債	公営住宅建設事業債		29,155	61,247	90,402
	義務教育施設整備事業債	220,841	200,112	105,828	526,781
	一般単独事業債(公園緑地事業)	19,204	9,011		28,215
小 計 (A)		240,045	238,278	167,075	645,398
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)		0	0	0	0
合 計 (A)+(B)		240,045	238,278	167,075	645,398

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会 計 債	公営住宅建設事業債	46,177	145,444		191,621
	一般単独事業債(臨時地方道整備事業)	165,200	159,900		325,100
	一般単独事業債(臨時河川等整備事業)		3,750		3,750
					0
					0
小 計 (A)		211,377	309,094	0	520,471
出 一 般 債 等 計	上水道事業債	266,691			266,691
					0
					0
小 計 (B)		266,691			266,691
合 計 (A)+(B)		478,068	309,094	0	787,162

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	<p>景気の低迷や人口の減少による市税の減や三位一体改革による交付税の大幅な減等による歳入の減少に加え、生活保護世帯の増加等による扶助費の負担増や高額な公債費負担などにより、平成16年度から平成18年度まで3年連続の赤字決算となり、平成19年度についても厳しい状況が続くことは不可避である。 <<実質収支 [H16:▲11億8千万円] [H17:▲14億1千万円] [H18:▲11億8千万円] >></p>
交付税(臨財債含む)の減	<p>H16の「三位一体の改革」の影響などにより減少傾向が顕著である。 [H15:191億円] [H16:177億円] [H17:173億円] [H18:167億円] (H18 対H15 ▲24億円、▲12.6%)</p>
市税の減	<p>長引く景気低迷や人口減少等により、H9をピークに減少傾向にある。 [H9:171億円] [H14:156億円] [H18:144億円] (H18 対H9 ▲27億円、▲15.8%)</p>
人口の減	<p>少子化や札幌圏等への人口流出の影響のため、減少傾向にある。 << [H12国調:150,687人] [H17国調:142,161人(対H12 ▲8,526人、▲5.7%)] >></p>
扶助費等の増加	<p>65歳以上の高齢者の割合は、H17国調が27.4%でありH12国調の23.4%に比べ4.0ポイント上昇しており、道内の10万人以上の都市で最も高い水準にある。この高齢化率の上昇により扶助費が増加しており、H18の人口一人当たりの扶助費の額は101,593円であり類似都市(H17)の49,768円の2倍を超えている。また、高齢者対策費の増についても見込まれる。</p>
公債費	<p>過去の公共事業に係る市債の借入の負担が大きく、H18の実質公債比率(3年間平均)は20.2%であり道内の10万人以上の都市で最も高い水準にある。[公債費はH16をピークに年々減少傾向にある。]</p>
財 政 運 営 課 題	<p>課 題 ① 人件費の抑制</p> <p>組織・機構のスリム化を図り、最低限の人員で最大の効果を発揮するため、退職者不補充による人員の削減を行うとともに、本俸について地域間格差相当額を含め約10%削減している。 [本俸 対H15 H16▲3%、H17▲5%、H18▲7%、H19▲10%]</p> <p>課 題 ② 事務・事業の見直し</p> <p>指定管理者制度の活用や施設の統廃合・廃止など徹底した事務・事業の見直しを行い経費の圧縮に努めている。</p> <p>課 題 ③ 歳入増の取り組み</p> <p>行政サービスの範囲と負担のあり方の見直しや市税、住宅使用料、保育料などの税等の収納率の向上、また、新たな歳入の確保など歳入増に向けた取り組みを行い、財政再建を目指している。</p>
留 意 事 項	<p>行財政改革や財政状況に関する情報公開や行政評価の導入についても積極的に推進する。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等については、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 行政改革に関する施策

フォローアップ用

項 目	具 体 的 内 容
1 人件費の抑制	(財政運営課題①)
A 職員数及び人件費の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>・小樽市の策定した集中改革プランにおいて、平成17年5月から平成21年度末までに200名程度の削減を予定。 平成19年4月1日現在では平成17年5月から123名を削減(達成率61.5%)。[全会計] 平成22年4月1日現在では平成17年5月から362名を削減(達成率181.0%)。[全会計] ・H19~H21 一定の基準が定められている消防職員等を除き、退職者は不補充とする。 ・H22以降 新規採用者は退職者数から現業職員を除く半分程度とする。 [普通会計職員数 対H14 H15▲42人・▲3%、H16▲90人・▲7%、H17▲109人・▲8%、H18▲129人・▲9%、 H19▲186人・▲13.6%、H20▲239人・▲17.5%、H21▲298・▲21.8%、H22▲327・ ▲23.9%]</p>
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>・平成19年4月1日から給与構造改革を導入し、小樽市独自に本俸5%を削減している。地域手当については、東京事務所勤務職員及び医師のみ支給(国に準じた支給率で支給)。 [本俸 対H15 H16▲3%、H17▲5%、H18▲7%、H19~▲10%] ・議員報酬[▲5%、H17年10月~]、委員等報酬[▲10%、H16年4月~]、特別職給料月額[H14年4月から毎年削減の実績、H19年8月以降市長▲30%、副市長▲18%]、管理職手当[H16年4月から部次長職▲13%、課長職等▲8%]を各々削減している。 ・公平委員会委員報酬について、月額支給から日額支給へ変更。(H15年~) ・期末、勤勉手当の支給率について、17人勤の0.05ヶ月分増を凍結。 ・特殊勤務手当については、平成19年4月1日より、76種類から21種類へ整理し支給対象を縮小。 ・上記を当分の間継続。 ・H20 期末手当1ヶ月削減と役職加算凍結を実施(H21 期末手当0.65ヶ月削減に0.35ヶ月回復・役職加算凍結解除 H22 0.2ヶ月回復 H23 0.45ヶ月回復)。</p>
◇ 技能労務職員の給与のあり方	<p>今後、民間委託の推進や事務・事業の見直し等を行い、退職不補充などによる計画的な職員数の削減に取り組む。(退職予定者数 H19:24人、H20:13人、H21:14人、H22:13人、H23:11人) また、現在、小樽市では国の行政職俸給表(二)に準じた給料表を導入していないが、今後導入を検討していく。[用務員、給食調理員、運転手等]</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<p>退職手当については、国に準じた支給方法であるが、財政事情等を考慮し調整額は当分の間制度を凍結する。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	<p>小樽市は北海道都市職員共済組合(都市職員共済)の構成員となっており、共済制度(短期・長期給付負担金率等)の決定や運営については、都市職員共済が行っているため、当該制度に係る見直しは困難であるが、市が独自に行う福利厚生事業に対する負担金については、必要最小限度とするよう予算編成時に査定を行っている。</p>

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
2 事務・事業の見直し	(財政運営課題②)
A 指定管理者制度の活用等民間委託の推進	<p>○指定管理者制度の活用 多様化する住民ニーズに応えるため指定管理者制度を導入し、市有施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費節減を図る。〔(H17 鯉御殿ほか1施設) (H18 総合体育館ほか25施設) (H19 市営住宅<44住宅>ほか4施設)〕</p> <p>○民間委託の推進 ・民間への業務委託の推進により経費の圧縮を図る。 〔(H19 家庭系ゴミ収集業務の委託化の拡大) (H21 資源物分別収集業務の全部委託)〕 ・学校給食共同調理業務の民間委託を実施 (H20～オタモイ共同調理場 H23～新光共同調理場)</p>
B 施設等維持費の見直し	老朽化した施設の効果的な活用を図る観点から、各施設の実態調査による「施設カルテ」に基づき、施設の維持補修の必要性や優先順位などを判断し、計画的・効率的な維持補修を行うよう努めている。
C 管理経費の節減	
○複写機賃借契約等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・H18から全庁的に単価を統一するなど見直しを行い経費の圧縮を図っている。 ・H18からコピー用紙の統一単価設定についても実施している。
○委託業務の仕様の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・各市有施設の廃棄物処理業務等共通する業務について単価契約を導入するなど、施設ごとに異なっていた契約方法を統一した。 ・業務仕様の見直しや算定根拠の精査などにより経費圧縮を図っている。(清掃業務の対象範囲や回数の見直しなど)
○新しい入札方法の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・公募型指名競争入札の導入により、契約金額の縮減を図っている。(H17導入) ・条件付き一般競争入札の導入により、契約金額の縮減を図っている。(H19.6導入)
D 事務事業の整理合理化	
○公用車の集中管理	公用車の効率的運用を図るため、集中管理を実施している。(H16～)
E 補助金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・国・道などの基準に基づく補助金や市の施策を補完する補助金について精査を行い削減・休止・廃止する。〔人件費補助金の見直し・大会補助金の休止・若年者定住促進家賃補助の新規募集休止〕 ・H17見直し 雇用促進助成金、民生児童委員協議会補助金、商店街グレードアップ資金、工場等設置助成金、街路灯補助金(効果額55百万円) ・H18見直し 少額の補助金、私学振興補助金、商店街グレードアップ資金、工場等設置助成金、街路灯補助金(効果額39百万円) ・H19見直し 少額の補助金、各種イベント開催等に係る補助金、職業訓練協会補助金、工場等設置助成金等(効果額15百万円) ・H20見直し 少額の補助金、シルバー人材センター事業費補助金、東アジアマーケットリサーチ事業実行委員会補助金等(効果額7百万円) ・H21見直し 少額の補助金、集団資源回収事業等補助金、市民大学講座実行委員会補助金等(効果額12百万円) ・H22見直し 少額の補助金、シルバー人材センター事業費補助金、職員福利厚生会交付金等(効果額6百万円)
F 施設の統廃合や民間への移譲	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の統廃合や民間への移譲を行い経費の削減を行う。 ・H17 インフォメーションセンターの廃止、保育所・デイサービスセンターの民間移譲 ・H18 市民部分室の廃止 ・H19 博物館・青少年科学館の統合 ・H20 保育所の民間移譲 (以降、消防支署の統合などその他の施設についても可能性を検討する。)
G 企業会計等への繰出金の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計及び企業会計において、事務事業の見直しや業務の簡素化、委託化を進め収支改善を図り、一般会計からの繰出金を縮減する。 ・港湾整備事業特別会計においては、H18から資本費平準化債の借入れを実施。 ・下水道事業においても、高額な資本費の平準化と一般会計繰出金を縮減するため、資本費平準化債の借入れを実施した(H20～24)。
H 第三セクターの見直し・廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的を達成したものと市が関わる必要性について検証し、随時、廃止等の検討を行っている。 〔(H17 小樽都市開発公社を精算) (H18 小樽交通記念館を精算)〕
I 日額旅費の廃止	平成19年4月から日額旅費を廃止した。

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 歳入増の取り組み	(財政運営課題③)
A 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○地方税等の徴収率の向上対策	<p>様々な徴収成績向上対策を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理業務の○A化の推進による効率化。 ・進行管理の徹底（未交渉者の掘り起こし）。 ・現年度少額滞納者への早期の電話催告。 ・文書催告の早期着手。 ・訪問交渉を強化し、夜間・休日を含め集中的に実施する期間を設定。 ・地方税法第48条に基づく北海道による直接徴収の実施。 ・財産調査等による滞納処分の徹底。 ・納税夜間相談窓口（週1回）の実施。
B 使用料・手数料の見直し	
○4年毎の定期的な全面見直しの実施	4年毎の定期的な全面見直しの実施。[直近では、H17年度、H21年度に実施]
○市有施設敷地内への駐車の有料化	公有財産の目的外使用の観点から、市有施設敷地内への職員等自家用車の駐車について有料とした。(H19年7月実施)
○広告料収入の確保	<p>広告掲出の可能性を検証し可能なものから実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H17 ホームページ、体育施設、滑り止め用砂袋 ・H18 納税通知書用封筒 ・H19 総合博物館に展示している蒸気機関車（アイアンホース号） ・H20 職員給与明細書

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
4 行革の取り組み	
A 人材の育成と多様な人材の確保	
○ 職員提言制度の活用	人材育成の職員研修や人事評価制度の中の自己申告制度などで、職員の意見を業務や組織の改革に積極的に採り入れるとともに、新しい職員提案制度を確立するよう、引き続き、他都市の実例等を調査し、検討を行う。
○ 人事評価制度の導入	人事評価制度は人材育成の観点から研修や異動の基礎資料として、また、平成19年から導入した新給与制度では普通昇級や特別昇級の区別がなくなり、年1回の査定昇級が想定されるので、その査定資料として導入が必要である。 ・H17 人事評価制度の骨子策定 ・H18 人事評価制度実施案の決定 ・H19 人事評価制度第1次試行(全管理職対象) ・H20以降 完全実施に向けて検討する。
○ 人材育成等の充実	地方分権の時代を迎え、地方自治体は自己決定・自己責任に基づき自立した自治体経営が求められているため、全職員が「自らが考え、自らが行う」という主体的・創造的な取り組みが必要となることから、これらの指針となる人材育成方針を策定した。 ・H17 人材育成方針の骨子策定 ・H18 人材育成基本方針策定 ・H19 人材育成基本計画策定
○ 職員研修の充実	組織・機構のスリム化及び職員数の削減により、職員の市民対応や民間対応の精鋭化が求められることとなるため、職場内外での研修の充実を図る。
B 公正の確保と透明性の向上	
○ 市民への情報提供の充実	ホームページの情報の量・質の充実や出前講座制度内容の見直しを進め、より一層の情報提供を図るとともに、審議会など会議の公開制度について引き続き検討する。
○ 市民意見の聴取制度の整備	市政の重要事項についての市民からの意見聴取について、行政の説明責任を果たし公正で透明な行政運営を推進するため、市民意見の聴取制度について検討する。 H20.4月から、市の施策に関する基本的な計画等の策定等に当たり、ホームページ等を媒体としたパブリックコメント手続き制度を実施している。
○ 情報公開・個人情報保護制度等の充実・整備	H18に情報公開と個人情報保護に関する制度の充実を実施。
C 行政サービスの向上	
○ ITを活用した行政サービスの充実	ホームページによる市民に密着した情報を中心とした情報提供をはじめ、IT講習会の開催やインターネットの利用による各種申請書等のダウンロードなど、ITを活用した行政サービスの充実を図る。
○ 子育て支援策の充実	H17.3月に策定した「小樽市次世代育成支援行動計画～おたる子育てプラン～」に基づき、子育て支援策の充実を図る。 ・H17 放課後児童クラブの開所時間の延長、つどいの広場の開設、認可保育所の定員拡大を実施 ・H18 延長保育事業の拡大 ・H20 休日保育事業の実施
○ 窓口業務の充実	・H18 市民の利便性を高めるため、本庁において住民票・戸籍等窓口の繁忙期(3月末～4月第1週)の休日開設を実施し、総合サービスセンターの窓口受付時間の延長についても試行している。
○ コンビニ納付の検討	市税等の納付金について、納付しやすい環境を作るため、コンビニエンスストアでの納入など、様々な手法について引き続き費用対効果などを検証・検討する。

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目		具 体 的 内 容
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
A 行政改革や財政状況に関する情報公開		
○ 給与及び定員管理の状況の公表		
◇ 給与及び定員管理の状況の公表		国の「地方公共団体における職員給与等の公表について」に基づく様式に合わせて、H20.3月以降公表を行っている。また、国（総務省）や北海道のホームページとリンクさせている。
◇ 財政情報の開示		広報・ホームページ等で公表済。 ・H19決算からは新健全化法の施行により新たな指標を公表している。 ・H20決算からは新公会計制度による財務書類について、同様に公表を始めた。
B 行政評価の導入		H12から「事務事業評価」、H14から「施策評価」について導入済みであるが、評価手法について再構築中である。H18からはこれらに「政策評価」を加え3項目について新たな評価手法の試行中である。H23年度以降、本格実施に向け、これらの評価手法を検討する見通しである。

注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果

フォローアップ用

1 主な課題と取組及び目標

課 題	取 組 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>小樽市の策定した集中改革プランにおいて、退職者不補充（専門職員を除く）を原則とし、平成17年5月から平成21年度末までに200名程度削減。</p> <p>本棒について、平成15年度比で16年度は3%、平成17年度は5%、平成18年度は7%の削減を実施。平成19年度からは給与構造の改革を導入とあわせて、さらなる削減を行い、平成15年度比で約10%の削減を実施。</p> <p>その他、退職手当債の導入（平成18年度から）、日額旅費及び日当の一部廃止及び特殊勤務手当の抜本的見直しを実施（平成19年度から）。</p>
2 事務・事業の見直し	<p>指定管理者制度の導入 民間委託の推進 施設維持費の見直し 管理経費の削減 旅費規程の見直し 事務事業の整理・合理化 補助金の見直し 施設の統廃合や民間への移譲 企業会計等への繰出金の縮減 第三セクターの見直し・廃止 新しい入札方法導入：公募型指名競争入札の導入(H17～)、条件付き一般競争入札の導入(H19～)</p>
3 歳入増の取り組み	<p>地方税等の徴収率の向上対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理業務の0A化の推進(H17～) ・納税夜間窓口の拡大(H18～) ・税外未収金に係る徴収対策の検討(H19～) ・地方税法第48条に基づく北海道による直接徴収の実施(H19～) ・財産調査に等による滞納処分徹底(H19～) <p>売却可能資産の売り払い 使用料手数料の見直し</p>
4 行革の取り組み	<p>人材の育成と多様な人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員提言制度の活用 ・人事評価制度の導入 ・人材育成等の充実 ・職員研修の充実 <p>公正の確保と透明性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への情報提供の充実 ・市民意見の聴取制度の整備 ・情報公開・個人情報保護制度等の充実・整備 <p>行政サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITを活用した行政サービスの充実 ・子育て支援策の充実 ・窓口業務の充実 ・コンビニ納付の検討
5 行革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p>給与及び定員管理の状況の公表 財政情報の開示 行政評価の導入</p>

注 必要に応じて行を追加して記入すること。

